様式第１号（第５条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により補助金の交付を申請します。 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 申請事業に要する経費（税込） |  |
| 交付を受けようとする補助金の額 |  |
| 着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 団体の概要 | 設立年月日 |  |
| 構成員数 |  |
| 添付文書 |  |
| 誓約事項※チェックを記入 | □ 申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 |

【添付書類】

・事業計画書（別紙）

・導入する機器・資材等のカタログ、見積書（２者以上。見積書のあて名は事業実施主体名と一致させること。団体にあっては、団体名及び個人名を併記すること。）

 ・設計図や設置図面（様式任意）

・灌水資材又は遮光・遮熱資材を導入する場合は、購入量の妥当性を示す根拠資料（様式任意）

・事業実施主体が法人又は３戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家の場合は、当該法人又は所属する団体の定款又は規約及び構成員名簿の写し

・農業保険制度への加入を検討する場合は、個人情報の取扱いに関する同意書（府要領別記第７号様式）

（様式第１号別紙）

高温対策支援事業　事業計画書

１　申請の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |
| 所属する団体名※ |  |
| 事業実施主体住所 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅ-mail |  |

　　※事業実施主体が団体に所属する販売農家で申請する場合のみ記載。

２　経営内容・採択要件

|  |  |
| --- | --- |
| 対象品目（該当するところに○） | 豆類　・　野菜　・　花き　・　果樹 |
| 経営内容 | 機器・資材等を導入する品目名（ハウス・露地の別） | 当該品目の経営面積 | うち受益面積 |
|  | a | a |
| 事業実施主体（該当するところに○） |  | 認定農業者 |
|  | 認定新規就農者 |
|  | 農地所有適格法人 |
|  | ３戸以上の販売農家で組織する団体に所属する販売農家 |
| 補助要件※（該当するところに○）（加入検討中は該当する税務申告状況に〇） |  | 収入保険に加入済み |
|  | 畑作物共済・果樹共済に加入済み |
|  | 園芸施設共済に加入済み |
| ・青色　　　　白色申告　　　　申告 | 農業保険制度（収入保険、畑作物共済・果樹共済、園芸施設共済）への加入検討中 |
|  | 農産物価格安定対策事業に加入済み |
|  | 民間事業者が提供する保険に加入済み |
| 事業申請状況（該当する場合は○） |  | 令和６年度京野菜生産加速化事業に申請している、又は同事業から乗り換えた |
|  | 令和５年度省エネ機器転換支援事業に採択された |
|  | 令和５年度農林水産業経営強化緊急支援事業に採択された |

　　※対象品目と補助要件の該当箇所は整合性が取れていること

３　事業内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機器・資材名（機種・形式等） | 数量 | 事業実施場所（市町村名以下を記入） | (A)事業費（税込・円） | (B)事業費（税抜・円） | (C)補助金（税抜・円）(B)の1/2以内1,000円未満切捨 | (D) 補助金（税抜・円）水源の整備※は200,000円上限 |
| ①機器類②資材類 |  |  |  | 計250,000円以上が対象 |  | (C)と同額 |
|  |  |  |  |  | 計100,000円以上が対象 | (C)と同額 |
| ③換気扇・循環扇、園地遮光施設 |  |  |  |  |  | (C)と同額 |
| ④水源の整備 |  |  |  |  |  | 200,000円上限 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

※水源の整備は、井戸の掘削、汲み上げポンプの設置、貯水用タンク（1,000L以上）の設置の合計

 一次募集で井戸の設置を申請している場合は、（200,000 - 一次井戸設置補助額）が補助上限となります

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （E）補助上限額（税抜・円） | 農業経営体 | 1,000,000 |
| ３戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家 | 600,000 |

|  |  |
| --- | --- |
| （F）補助金額（円）（Dの計とEのいずれか低い方） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 【一次募集で市町村から交付決定を受けており、二次募集で市町村の地域協議会へ申請する場合】（F）補助金額（円）（Dの計と（E - 一次交付決定済額）のいずれか低い方） |  |

４　事業着手及び完了予定日

 事業着手予定日　　　　　　　年　　月　　日

 事業完了予定日　　　　　　　年　　月　　日

添付書類

補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写し）

※口座名義と事業実施主体名義は同一のものとしてください。

※口座名義、金融機関、口座番号が確認できるよう、見開きページをコピーください。

様式第２号（第５条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金交付決定前着手届

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| 京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定により、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出します。 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 導入予定機器等 |  |
| 申請事業に要する経費（税込） |  |
| 着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 早期着手の理由 |  |

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）を行わないこと。

様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京　都　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

　　　　　　京都市農業高温対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日 付けで申請のありました京都市農業高温対策支援事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

（１）補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。

（２）事業の内容を変更又は中止・廃止をしようとするときは、京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第７条又は第８条に基づき、あらかじめ承認を受けてください。

（３） 実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。

（４） 京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第２２条第１項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

（５）条例第１６条第１項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して１０年間保管してください。

（６）当該補助事業により取得した機器等は、適正な管理を行ってください。

（７）当該補助事業により取得した機器等を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。

（８）その他条例、要綱を遵守してください。

※不交付の場合

　（不交付の理由）

　　　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

　　　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第４号（第７条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により変更の承認を申請します。 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 変更理由 |  |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 申請事業に要する経費（税込） |  |  |
| 交付を受けようとする補助金の額 |  |  |
| 着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

　注　変更後の事業計画がわかるものを添付すること。

様式第５号（第８条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金中止・廃止承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| □中止□廃止京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により　　　　　の承認を申請します。 |
| 交付決定通知書の年月日及び文書番号 | 　年　　月　日　京都市指令　　第　　　　号 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 中止・廃止する理由 |  |

様式第６号（第９条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により事業の実績を報告します。 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 補助事業に要した経費（税込） |  |
| 交付を受けようとする補助金の額 |  |
| 事業実施期間 | 　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　年　　　月　　　日まで |

　　注　府要領別紙３及び添付書類を添付すること。

様式第７号（第１０条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金交付額決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市指令第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

　令和　　年　　月　　日付けで提出されました京都市農業高温対策支援事業補助金に係る実績報告書については、内容を審査した結果、京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定日及び決定番号 | 　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　京都市指令　　　　　第　　　号 |
| 交付額 | 円 |

様式第８号（第１１条関係）

京都市農業高温対策支援事業補助金概算払請求書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の住所 | 申請者の氏名電話　　　　－　　　　　　所属する団体の名称及び代表者名 |

|  |
| --- |
| 京都市補助金等の交付等に関する条例第２１条第２項の規定により概算払請求します。 |
| 対象品目※いずれかに○ | １　豆類２　野菜３　花き４　果樹 |
| 補助金交付通知額 |  |
| 今回請求金額 |  |
| 着手予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 完了予定日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

　　注　市長が必要と認めるものがあれば添付すること。